

(仮称)住民自治Reふれっしゅプロジェクト

～住民と市との協働によるまちづくりの
仕組みの再構築・推進について～

素案



(仮称)住民自治Reふれっしゅプロジェクトについて

<現 状>

◆市内全32地区に住民自治協議会が設立（H22.3月）し10余年が経過

- 住民自治協議会は各地区を代表する組織となった
- 地域に根差した活動として定着してきている

〈長野市都市内分権基本方針 令和4年4月〉

◆社会情勢は大きく変化

- 人口減少、高齢化の進行や定年延長に加えコロナ禍による影響
- 新たな地域課題が出現

<課 題>

〈R4.7月実施のアンケートや現在実施中（R5.5月～7月）の住自協個別訪問時などで寄せられている意見〉

◆「担い手不足」「負担感の増大」「住民と行政の役割の見直し」など

住民と行政との協働によるまちづくりの仕組みを見直す必要

まずは今後10年を見据えてプロジェクトを実施

プロジェクトの推進に
当たっての基本認識

人的・財政的資源の減少

少子高齢化の進行

長野市人口ビジョン改訂版 令和4年2月

万人	2015(平成27)年 国勢調査	2060年(令和42)年	
		将来推計人口	社人研推計準拠
総人口	37.8	30.0	27.0
年少人口(比率)	4.9(13.1%)	3.8(12.5%)	2.6(9.6%)
生産年齢人口(比率)	22.0(58.4%)	14.7(49.2%)	13.1(48.5%)
老年人口(比率)	10.8(28.5%)	11.5(38.3%)	11.3(41.9%)

独立行政法人 労働政策研究・研修機構

高齢就業者数の増加

65歳以上の就労率18年連続増加 2021年は初の50%超え

新たな喫緊の 地域課題の出現

地域共生社会の要請(認知症や引きこもりの増加、介護予防や居場所づくりなど)
避難行動要支援者の個別避難計画策定など防災対策 …等

従来と同じことを同じ方法で実施するのは困難

必要度の低い事業から高い事業への転換

プロジェクトの推進に
当たっての基本認識

地区の多様性の拡大

	平成21年(協働の条例制定時)				令和4年			
	総人口(人)	年少人口(人)	高齢者人口(人)	高齢化率(%)	総人口(人)	年少人口(人)	高齢者人口(人)	高齢化率(%)
A地区	2,698	235	895	33.2	2,657	229	941	35.4
B地区	1,221	71	480	39.3	791	21	453	57.3
C地区	32,266	5,226	6,299	19.5	33,888	4,535	8,696	25.7

中心市街地域

- ◆ 独居老人等の増加
- ◆ 新規マンションの増加に対応した住民自治機能の構築
- ◆ 人付き合いの減少による災害時対応の不安
- ◆ 空き家・空き店舗問題
- ◆ まちのにぎわい創出

中山間地域

- ◆ 人口減少・高齢化による互助・共助機能の低下、深刻な人不足
- ◆ 生活環境の荒廃、草刈り・支障木撤去・道路修繕など
- ◆ 有害鳥獣被害の拡大
- ◆ 保育園・学校の在り方
- ◆ 不法投棄

郊外地域

- ◆ 交通渋滞・交通安全対策
- ◆ 都市型・河川水害対策
- ◆ 支所・交流センターの更新
- ◆ 都市計画道路開通に伴うまちづくり

一律の支援制度にとらわれない対応が必要

プロジェクトの基本方針

方針1：住民と行政との適切な役割分担の実現

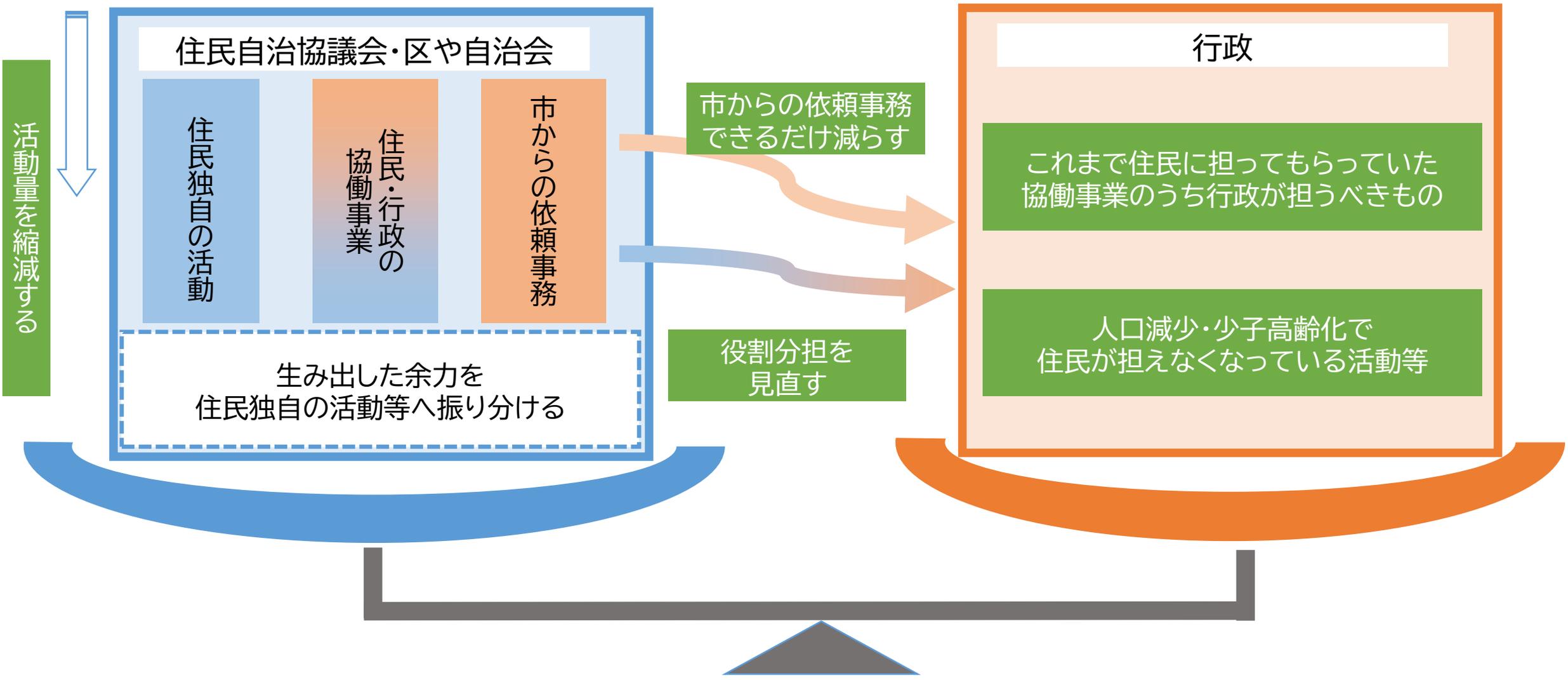
- ⇒ 行政としてやるべきことを実行することが前提
- ⇒ 住民の役割は“住民にしかできないこと” “住民の方が上手くできること”を基本に
- ⇒ 地域の実情により地域の安心・安全を住民活動で確保できない場合は、行政として関与

方針2：住民活動の量と質の見直しへつなげる

- ⇒ 全地区一律には対応できない場合があることが前提
- ⇒ 活動の量は、優先順位をつけて縮減の方向で
- ⇒ 活動の質は、従来の手法にとらわれず成果を見据えて

方針3：住民自治協議会の皆さんと共に、住民自治の仕組みづくり

プロジェクトのイメージ



時代の変化に応じた見直しにより、住民と行政とのバランスを確保する

市が考える主な見直し項目と対応(1)

1 住民(自治組織)と行政との役割分担

- ◆ 公民館の指定管理者の方針の見直し
- ◆ 地域福祉にかかる人材や支援制度の在り方を見直し
- ◆ 地区活動支援担当(支所等)の支援を具体的に明示

2 住民負担の大きな依頼事務

- ◆ 専門性が高い委員推薦の在り方、募金等の必須事務を住民とともに見直す

市が考える主な見直し項目と対応(2)

3 担い手の確保

- ◆ 安心・安全に関する担い手不足を補完する市の(人的)支援の在り方検討
- ◆ 住民自治協議会と協働で市民・転入者向けPR・周知チラシの作成

4 住民活動の量と質の見直し

- ◆ 地区活動支援担当による地区ドックの実施
組織、活動、役員、財政状況等を可視化して活動の量と質の見直しの参考に

5 労務管理

- ◆ 市が社会保険労務士等と委託契約し住民自治協議会が相談できる体制整備

直近のスケジュール

	令和5年6月	7月	8月	9月	10月	11月
市	政策会議 部長会議	ロードマップ作成			部長会議 ロードマップ 庁内決定	
住民自治 協議会	各地区住民自治 協議会訪問	連絡協議会 ブロック会議 意見聴取 7/18~27 7ブロック	都市内分権 審議会 8月28日			連絡協議会 ブロック会議 説明・協議
議会	総務委員会 検討の方向性 説明	政策説明会			政策説明会	

業務の主体	内容	住自協 会長・部会長等の役員	住自協 事務局(事務局長・職員・地域福祉ワーカー)	区長・常会長・隣組長・班長	
市	必須事務	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 会長の会議等出席依頼が多い ◆ 後任者の選定 ◆ 事業・活動の全体像がつかめないうちに退任 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 必須・選択事務以外にも市からの依頼業務が増加 ◆ 職員労務管理 ◆ 補助金申請等の事務処理が煩雑、事業を地域に丸投げ(特に福祉関係) 		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 民生児童委員、人権教育指導員等の推薦 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢化、定年年齢の延伸 ・個人情報の保護意識 ・世代間コミュニケーション不足 ◆ 募金活動 <ul style="list-style-type: none"> 特に硬貨の扱いと現金納入方法
	選択事務		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市からの依頼に対応するため、地区課題の解決に向けて取り組む時間がない 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 専門性のある業務は住民自治では困難(福祉関係) 	
	直接依頼事務		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地区課題解決に向けた事業企画には専門的なサポートが必要 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市からの事業提案があまりない ◆ 地元との合意形成手法に課題 	
住自協	自主(独自)の行事・事務・当番等		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域住民からの要望・相談対応 ◆ 地域の発想・工夫を最大限許容し育てる支援を 		
	指定管理		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 事務局長の負担が増大 ◆ メリットがない 		
地区行政連絡区	自主(独自)の行事・事務・当番等			<ul style="list-style-type: none"> ◆ 区長をはじめ区役員等の選出 ◆ 役職が多すぎる ◆ 草刈り等の人員不足 	

基本メニュー 32地区

地域いきいき運営交付金 5,616~27,821/地区 【387,203】

- ①前年度の1/2 ②前年1/2×世帯増減率
- ③人件費相当額 事務局長1,200 事務局職員 1,900~2,200
- ④活動費補正 500+世帯数割

支所発 地域力向上支援金 500/地区 【16,000】

支所長の裁量（選考・査定）で地区団体が行う地域力向上の取組支援

里山ファン活動支援事業補助金 100/団体 【1,500】

中山間地域とそれ以外の地区とが協働して中山間地域のコミュニティを担う活動に対する補助

地区活動支援担当（支所長等） 32名

地域きらめき隊（支所長補佐等） 28名

中山間地メニュー 13地区

住民自治協議会・共助対応・生活支援

やまざと支援交付金 1,800/地区 【25,776】

中山間地特有の課題解決（草刈、支障木対応、野鼠駆除等）

地域活性化推進員 13名（やまざと支援交付金のうち1,200上限）

地域福祉メニュー 全地区（一部例外あり）

地域福祉ワーカー・生活支援コーディネーター 31人 人件費2,300+活動費200
福祉政策課・地域包括ケア推進課の補助による住民自治協議会雇用 【68,495】

地域たすけあいコーディネータ 25地区 市社協雇用 【60,015 社協本部分含む】

介護予防・日常生活支援総合事業（介護特会）
担当：地域包括ケア推進課 市独自の高齢者の介護予防施策展開

地域たすけあい事業（市社協事業）
有償ボランティアによる支援活動 家事援助：500円 福祉移送：600円

個人等・自助対応・移住定住、活性化支援

やまざとビジネス支援 5,000/件 【11,000】

過疎地域等高校生通学支援 10/人 【5,460】

地域おこし協力隊（起業支援1,000/人を含む） 【79,910】

地域おこし協力隊 9地区13人

指定管理メニュー 9地区

市立公民館・交流センター・老人福祉センター 【181,550 概算】

担当：家庭・地域学びの課、高齢者活躍支援課

指定管理期間終期：令和5～9年度

稲田児童クラブ 若槻地区住自協

発展活動メニュー

まちづくり活動支援事業補助金
公益的市民活動団体（住自協含む）
700～500を3年間 【8,282】

市が主導して設置した団体と委嘱制度

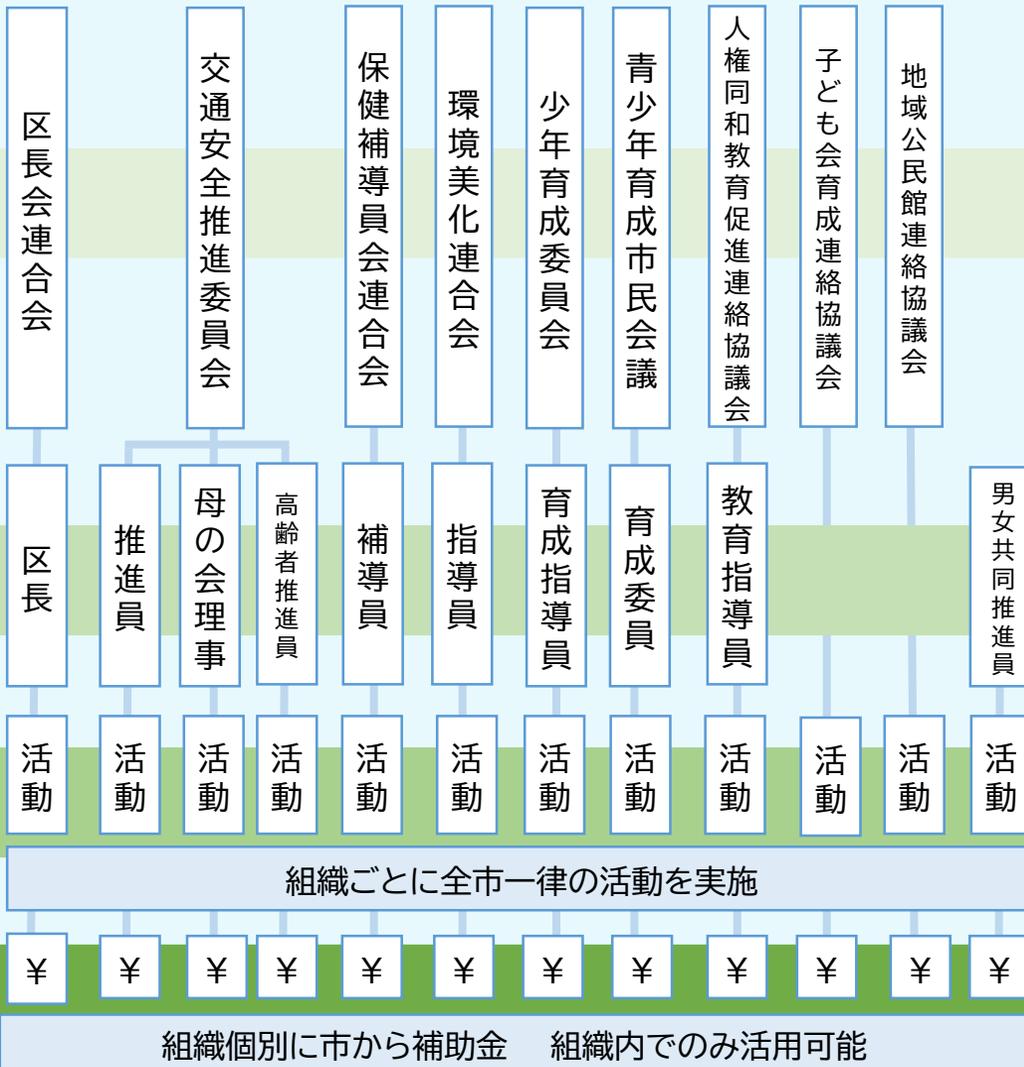
市が全市一律に、各種団体や委嘱員を通じて縦割りにコントロール

地区代表連合組織

委嘱員

活動

補助金



住民自治協議会に一元化

住民の意思を反映し地区の実情に応じた柔軟な活動ができるように

- 地区代表による連合組織は廃止
- 地区組織は任意化して住民自治協議会へ

- 市長からの委嘱制度は廃止
- 市は区や自治会(行政連絡区)の代表者を区長として認識

- 団体が担っていた活動は選択制に
- 全市一律に住民に担っていただく必要がある事務を必須に

- 団体に交付していた補助金を地区ごとにまとめて交付
- 用途を住民に任せる一括交付金に

- 団体を通じた市民のイベント等動員は廃止

組織名称、委嘱員名称は一部省略 全体にイメージ化しています